

家畜衛生だより 令和5年12月号

紀北家畜保健衛生所 電話 073-462-0500
紀南家畜保健衛生所 電話 0739-47-0974
紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所 電話 0735-58-1481

畜産経営に関する排水基準について

畜産農業に係る閉鎖性海域の窒素・リンの暫定排水基準（50m²以上の豚房を有するもの）については、現行（130mg/L、リン22mg/L）のまま、令和10年9月30日まで延長されることとなりました。畜産農業からの排水のうち一定の要件に該当する場合は、水質汚濁防止法に基づく排水基準を守って公共用水域への排水を行う必要があります。

1 畜産農業と水質汚濁防止法

水質汚濁防止法により、特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、排水基準値をクリアすることが必要です。畜産農業では、次に示す施設が対象となり、保健所への届出が必要です。

特定施設：総面積 50m² 以上の豚房
総面積 200m² 以上の牛房
総面積 500m² 以上の馬房

2 畜産農業で注意が必要な水質項目

- ・ ○健康項目（全ての特定事業場が対象）
アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）など
- ・ ○生活環境項目（日平均排出水量が 50 m³以上の特定事業場が対象）
生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）・大腸菌群数・全窒素含有量・全りん含有量 など

3 暫定排水基準

畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられています。排水基準違反には、罰則規定があります。

項目	暫定排水基準値	期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	牛房施設：300mg/L 豚房施設：400mg/L	令和7年6月末	100mg/L 馬房施設は一般排水基準値
全窒素含有量 (50m ² 以上の豚房を有するもの)	130mg/L (日間平均110mg/L)	令和10年9月末	120mg/L (日間平均60mg/L)
全りん含有量 (50m ² 以上の豚房を有するもの)	22mg/L (日間平均18mg/L)	令和10年9月末	16mg/L (日間平均8mg/L)

4 測定・記録・保存の義務

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、排出口ごとに1年に1回以上の測定・記録と3年間の保存が義務付けられています。

硝酸性窒素等は、人の健康への影響が懸念される有害物質です。畜産農業に対する排水基準値は今後厳しくなることが予想され、地域に調和した畜産経営継続のためにも、一般排水基準値 100mg/L に向けた低減に努めていきましょう。

気になることや不明な点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。